

平成25年度さいたま市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度さいたま市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度さいたま市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	26,855,057	△ 92,943	26,762,114
第1項 営業費用	24,886,170	△ 92,943	24,793,227

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,509,875千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 450,966千円、建設改良積立金 1,883,798千円、当年度分損益勘定留保資金 7,687,436千円、繰越利益剰余金処分額 2,618,201千円及び当年度利益剰余金処分額 869,474千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	17,633,834	△ 18,271	17,615,563
第1項 建設改良費	12,717,850	△ 18,271	12,699,579

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

事 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職員給与費	4,079,631	△ 111,214	3,968,417

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第9条本文中「繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 3,505,946千円」を「繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 3,487,675千円」に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

事 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 建設改良積立金	3,505,946	△ 18,271	3,487,675

平成25年 6月17日 提出

さいたま市長 清水 勇 人